

# お 知 ら せ

## —有害獣防除施設（電気柵等）の設置補助について—

この事業は奈良市内において農林業に従事されている方が有害獣（イノシシ、サル、シカ等）からの農林産物の被害を防止するために電気柵等を設置した場合の補助事業です。概要については次のとおりです。

### 1. 補助対象者

奈良市内において農林業に従事されている方または教育もしくは研究目的のため市内の学校園等において農作業等を行う国立大学法人並びに学校法人で、有害獣から農林産物被害を防ぐために電気柵等を設置した方

### 2. 補助の対象となるもの

有害獣による農産物被害を防ぐための電気柵又は防除網等の防止柵の資材一式を新規に購入又はその改修に係る資材一式を購入し、それぞれ奈良市内の農地等に設置したもの

※ 購入日が令和7年1月1日以降のものに限ります。

※ 設置工事費や設置に係る工具等及び忌避剤、ランプ、警報機等の費用は補助事業の対象外となります。

### 3. 補助の内容

|                                |                                               |
|--------------------------------|-----------------------------------------------|
| A-1 資材の新規購入<br>(新規設置または柵の長さ追加) | (1) 購入資材費の50%以内の額<br>(2) 設置距離1m当たり300円を乗じた額   |
| A-2 資材の新規購入<br>(新規設置または柵の長さ追加) | (1) 購入資材費の70%以内の額<br>(2) 設置距離1m当たり1,500円を乗じた額 |
| B 増設による改修(柵の高さ追加)              | (1) 購入資材費の50%以内の額                             |
| C 修繕による改修(部品交換等)               | (2) 上限 50,000円                                |

※ A-1は柵の高さが1.8m未満のもの、A-2は柵の高さが1.8m以上のものが対象です。

※ それぞれ(1)(2)で算定した金額の低い方を補助の額とします。申請者が多数の場合、予算の範囲内で按分するので補助額が下がることがあります。

※ 申請後に柵の長さや高さについて現地確認を行う場合があります。予めご了承ください。

### 4. 申請窓口 奈良県農協各支店及び奈良市役所農政課

### 5. 申請期間 4月1日から12月末日（奈良県農協各支店及び奈良市役所の最終営業日）

### 6. 提出書類

- (1) 申込書（農協提出様式）又は申請書（市役所提出様式）
- (2) 位置図（柵等の設置場所がわかるもの）
- (3) 納品書又は領収書の原本及び写し ※原本確認後、原本は申請者に返却されます
- (4) 購入した資材一式の写真
- (5) 施工前及び施工後の設置場所の写真 ※施工前写真を必ず撮影してください。
- (6) 補助金等交付請求書 ※農協窓口で申し込みの場合は提出不要

○申請時に通帳又はキャッシュカードの振込先口座が確認できるものをご持参ください

＝注意＝書類の不備がある場合、受付をお断りする場合があります。

※ 申込書又は申請書は農協各支店及び奈良市役所農政課の窓口にあります。